

十島村公告第2号

地方公務員法第22条の2の規定により、十島村会計年度任用職員に係る採用試験（選考）の応募者を次により募集します。

令和6年4月10日

十島村長 肥後正司

令和6年度十島村会計年度任用職員募集要領

1 職種、採用人員及び勤務地

職種	勤務地	採用人員
出張所長	諏訪之瀬島出張所	1名
	平島出張所	1名
子ども子育て支援員	口之島、諏訪之瀬島、平島	3名
地域おこし協力隊		
農林水産業支援員	各島	若干名
商工観光支援員	小宝島	1名
学校環境支援員	口之島、平島	2名

2 業務内容

(1) 出張所長

所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

- ア 村税及び国民健康保険税等の徴収に関すること。
- イ 使用料及び手数料の徴収に関すること。
- ウ 転入及び転出届けに関すること。
- エ 国民年金、国民健康保険及び介護保険の取得及び喪失に関すること。
- オ 急患、災害発生時の連絡調整に関すること。
- カ 村有財産の管理運営に関すること。
- キ 村営高速船の乗船券の発売並びに綱取りに関すること。
- ク 村事業の労務使役管理に関すること。
- ケ 地域住民との行政等の連絡調整に関すること。
- コ その他村長が必要と認めること。

(2) 子ども子育て支援員

所属長の指揮監督を受け、次に掲げる業務に従事するものとする。

- ア 子育て支援拠点事業及び保育業務の実施
 - (ア) 地域の保育需要に応じた保育業務を実施すること。
 - (イ) 保健師、看護師、及び栄養士等との連携のもと、子育て支援拠点事業を実施すること。
 - (ウ) 子どもの一時預かり
- イ 地域の子育て支援に関する情報を提供し、子育てに関する学習会等を実施すること。
- ウ 地域の子育て家庭に対する相談指導を行うとともに、子育てに関する援助を行うこと。
- エ 子育て親子の地域及び学校等との交流の促進
 - (ア) 親子で遊び、学ぶ場を提供すること。
 - (イ) 地域や学校等の関係者と連携し協力する。
 - (ウ) 地域や学校等と連携し行事に参加すること。
- オ その他村長が子育てに関し必要があると認める業務

(3) 地域おこし協力隊

所属長の指揮監督を受け、次に掲げるいずれかの業務に従事するものとする。

- ア 農林水産業の振興に係る支援
- イ 商工観光業の振興に係る支援
- ウ 地域コミュニティの活性化に係る支援
- エ 高齢者がいつまでも安心して暮らせる地域づくり活動
- オ 子どもたちが安心・安全に学校生活をおくることができる環境支援（給食業務を含む）
- カ その他定住定着・集落の活性化に資するために必要な活動

3 雇用形態 パート労働者

4 雇用期間 1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）

※ 勤務良好の場合、翌年度更新又は職異動の可能性あり。

出張所長以外は、最長3年間

5 年齢要件 不問

6 必要な経験、資格等

- (1) パソコンでエクセル、ワード、インターネット操作ができる方
- (2) 普通自動車運転免許
- (3) その他、経験及び資格は必要ありませんが、経験者、資格保有者を優先します。
- (4) 出張所長は、別途、年齢、家族居住要件があります、

7 試用期間 いずれの職も1か月

8 報酬等

(1) 出張所長

- ① 報酬（基本給月額） 211,400円
- ② 報酬（特殊勤務手当（実績）月額） 46,000円
- ③ 報酬（宿日直手当（1回）） 4,400円
- ④ 期末勤勉手当（年額） 最高2.35月

(2) 子ども子育て支援員（有資格）

- ① 報酬（基本給日額） 10,030円
- ② 期末勤勉手当 最高2.35月

(3) 地域おこし協力隊・子ども子育て支援員（無資格）

- ① 報酬（基本給月額） 187,100円
- ② 期末勤勉手当 最高2.35月

9 就業時間

(1) 出張所長 週37時間30分で地域の実情に応じて所属長の命令を受けて割り振られた時間（平日8時30分から17時までを基本に、定期船の出入港に対応するため、週37時間30分の勤務時間内で調整）

(2) 子ども子育て支援員 午前8時30分から午後4時30分まで（1時間の休憩時間を含む。週35時間の範囲内で振替えあり。）

(3) 地域おこし協力隊 同上

10 休憩時間 60分

11 週所定労働日数 週5日

12 休日等

週休2日制

土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律による休日並びに年末年始の休日（12月28日から翌年1月3日まで）

13 年次有給休暇日数（1年目） 10日間（雇用期間により日数減あり）

14 その他の労働条件等

- (1) 加入保険 雇用、公災又は労災、健康、厚生、介護
- (2) 退職金制度 勤続3年を超える出張所長以外はなし。
- (3) 定年制 出張所長60歳。その他の職はなし。
- (4) 住宅 村営住宅（出張所長以外の職は、無償貸与。）
- (5) マイカー通勤 可（出張所長以外の職は、燃料支給。）
- (6) 移住費用 旅費規定に基づき支給
- (7) その他 地方公務員法のほか、法令、条例規則等に基づく規則あり。

15 応募資格

心身ともに健康で、かつ勤労意欲をもって業務に従事できる者で、高等学校等（短大、大学を含む。以下同じ。）を卒業した者。

出張所長は、概ね40歳未満で、かつ家族世帯（子どものある世帯）、あるいは夫婦世帯（結婚している者）である者。

ただし、次のいずれか1つに該当する者は受験できません。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 国又は自治体職員等として懲戒免職相当の処分を受けた者
- ④ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

16 選考の方法

(1) 書類審査 応募時に提出された書類に基づく審査

(2) 1次審査

- ① 方法 WEB試験又は筆記試験
- ② 日時 書類審査後、案内します。
- ③ 試験 書類審査後、案内します。

(3) 2次審査

- ① 方法 面接
- ② 日時 1次試験結果判定後、案内します。
- ③ 試験場 十島村役場会議室（予定）

※ 1次審査及び2次審査を同日に行うことがあります。

※ 1次審査は出張所長のみ。その他の職は、応募の状況により1次審査を省略する場合があります。

17 合格発表

(1) 書類審査 各人にメール又は郵送にて1次試験の案内をします。

(2) 1次審査 各人に文書又はメールで通知します。

(3) 2次審査 各人に文書で通知します。

18 受験手続及び受付期間

(1) 書類での申し込み

- ① 申込書の請求先、提出先及び問合せ先

十島村役場総務課総務係

〒 892-0822 鹿児島市泉町14番15号

TEL (099)222-2101

各種様式は、ホームページ上からダウンロードして作成ください。

（郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と朱書きし

てください。)

② 申込方法

申込書に必要事項を記入のうえ次の書類を添付して提出してください。

◇ 十島村会計年度任用職員応募用紙

◇ 履歴書・身上書（写真貼付）

※ 写真は、申し込み前1月以内に帽子を着けずに正面上半身を撮影した縦4.5 cm横3.5 cmのものとしします。

◇ 面接カード

◇ 成績証明書、又は成績見込み証明書（保存期間後の場合、その旨の証明書を添付ください）

◇ 卒業証明書、又は卒業見込み証明書

(2) WEB 申込

URL

<https://shinsei.pref.kagoshima.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=HdWQ7bJj>

QR コード（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です）



(3) 受付期間

① 採用者が決定するまで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分（郵便可。）

※ 郵便で申込する場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きして必ず、書留郵便でお送りください。

※ 合格者が定員に達した場合、当該職の募集を締め切ります。

19 採用予定年月日

中途又は令和7年4月1日